

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

(公社) 全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対応について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて発出された、別添1「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年4月7日改正））においては、緊急事態宣言時に、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ事業の継続が求められるものの例示として、「ビルメンテナンス」が挙げられております。

上記について御了知いただくとともに、別添2「3つの密を避けましょう！」及び別添3「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」のリーフレットをご参照の上、引き続き、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきますよう、会員企業の皆様への周知方よろしくお取り計らい願います。